

这本《草加市指南》用您的母语，为您介绍了有关日语以及日本的生活习惯、规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此书。另外，您可以在各公共设施窗口，请工作人员帮您取来。我们衷心祝愿大家能在草加安居乐业、生活得愉快。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んでください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼んで取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立ててください。

「国際相談コーナー」

由志愿者为您提供信息和咨询。

国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話：922-0151 内線) 6121 922-2970 (直通)

ファックス：927-4955

E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時～午後5時

市役所本庁舎7階

市役所 主棟7楼

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。）

编制：草加市 协助：草加市国际问询角

作成：草加市 協力：草加市国際相談コーナー

（令和6年度改訂）

目 录 項目一覧

A-1	入国時の手続	入国時の手続き
A-2	外国人の住民登録	住民登録
A-3	戸籍制度	戸籍制度
A-4	印章登記	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化・運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

ガイドブック草加
中国語版

B-9-3 骑自行车

草加市指南

B-9-3 骑自行车

自転車にのる

＊ このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

＊ 草加市にお住いの方の情報は。

B－9－3 骑自行车

经常有骑自行车的人违反交通规则和发生交通事故。根据法律，如有多次发生骑车危险行为（ 15 项）会被警察命令参加缴费的“骑自行车人讲习班”。 *讲习班费用 3 小时 6000 日元 还有对于恶劣的违反交通规则行为，有发出蓝色罚款单子的法律，这一法律成立于 2024 年，预定于 2026 年开始实行。

请遵守交通规则，注意安全。

1. 骑自行车时的注意事项

（1） 15 项危险行为

- ①无视信号
- ②在禁止通行的道路（ 场所） 骑车
- ③在人行道骑车时妨碍行人
- ④在人行道或车道的右侧骑车
- ⑤在路侧带妨碍行人
- ⑥闯入铁路道口的栏杆
- ⑦妨碍左方车优先，妨碍优先道路车等。
- ⑧右转时妨碍直行车、左转车等
- ⑨在环状交差点违反安全义务等
- ⑩不执行停车让行标记
- ⑪在人行道上没慢行或下车，妨碍了行人
- ⑫骑没有刹车或刹车不灵的自行车
- ⑬酒后骑车
- ⑭违反安全骑车义务

* 边打伞边骑车，边看手机边骑车。

- ⑮妨碍他人驾驶（交通危险）

B-9-3 自転車にのる

自転車による違反や交通事故もよくあります。法律により、自転車の危険行為（15項目）を繰り返すと「自転車運転者講習」を有料で受講するように警察から命ぜられます。＊講習：3時間、6,000円 また、悪質な交通違反に対し、青切符が切られ反則金を払うという法律が 2024年成立し、2026年までに施行される予定です。 ルールを守って違反や事故のないように乗りましょう。

1. 自転車に乗る時の注意

（1） 15 の危険行為の概要

- ①信号無視
- ②通行禁止道路（場所）の通行
- ③歩行者用道路での歩行者妨害
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏み切りへの立ち入り
- ⑦左方車優先妨害・優先道路車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転 ブレーキが無い、または効かない
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反
- * 傘さし運転、スマホ運転で事故を起こした場合も違反になります。
- ⑮妨害運転（交通の危険）

- ①不能载人（不满 6 岁的孩子可用儿童椅载）
- ②不能两台车并着骑
- ③暗处必须点灯
- ④2023 年 4 月 1 日起所有骑自行车的人、或一同乘车的人一定尽量
载安全帽。
- ⑤自行车有防犯登记制度。在购买店办手续。

(1) 禁止停放区域 市内的4个车站(谷塚、草加、独协大学前、新田)周围不能乱停放自行车和电单车(小摩托)。

（3）取回被搬走的车

- (2) その他の注意

- ①二人乗りの禁止です。(6歳未満の子供は幼児用座席に乗せても良い。)
- ②2台以上横に並んで走ってはいけません。
- ③暗いところではライトを点けないと走ってはいけません。
- ④2023年4月1日より、自転車を運転するすべての人、同乗する人もヘルメットをかぶることに努めなければなりません。
- ⑤自転車には防犯登録制度があります。ほとんどの場合、購入した店で手続きできます。

(1) 放置禁止区域
市內4駅(谷塚・草加・獨協大学前・新田)周辺は
自転車及び原付バイクの放置禁止区域です。

- (2) ほうちじてんしゃ てつきよ ほうち じてんしゃ げんつき そうかしやくしよ
 (2) 放置自転車の撤去 放置されている自転車や原付バイクは、草加市役所
 が撤去しています。
- (3) てつきよ じてんしゃ ひきわたし てつきよ じてんしゃ つぎ ほうほう しよゆうしゃ ひ わた
 (3) 撤去自転車の引渡し 撤去された自転車は、次の方法で所有者に引き渡
 しています。

- ① 引渡し場所
ほうちてんしやほかんじよ
放置自転車保管所
そうかえき どっきょうだいがくまええき ちゅうかん こうかした にしがわ
草加駅と獨協大学前駅の間の高架下 (西側)
 - ② 引渡し日
ひきわた ひ
まいしゅう か きんようび
毎週火～金曜日 10:00am～6:00pm
だい だい どようび
第1・第3土曜日 10:00am～5:00pm
まいしゅうにちようび
毎週日曜日 10:00am～5:00pm
 - ③ 撤去費用
てっきょひよう
撤去費用として支払います。
じてんしや えん げんつき えん
自転車2,000円、原付バイク 3,000円
 - ④ 必要な物
ひつよう もの
みぶんしょうめいしよ めんきょしよう ざいりゅう
身分証明書 (免許証、在留カードなど)
じてんしや かぎ
自転車の鍵
 - ⑤ 保管期間
ほかんきかん
保管期間
てっきょひ げつ
撤去日から1か月

3. 自行车停放处

(1) 可长期租借的停车场

上班、上学经常骑车的人可利用以月出租的停车场。设在市内 4 个车站的高架下或车站附近。另外、也可利用每次用时交费的临时停车场。

(2) 短时间的自行车停车场（市营）

草加车站附近设有方便群众出来购物的短时间的自行车停车场。如果停车超过 48 小时的话就会被撤走。

草加站 东口 短时间自行车停车场（停车架方式）

地点： 东口站前（アコス附近）

费用： 2 小时免费，然后每 2 小时 100 日元（125cc 以下的小摩托 200 日元）

(3) 其他的停车处

在公共设施或大型商店的附近也有自行车停放处。它是为利用该设施的人服务的。如果其他的人停放车的话可能被搬走。

3. 駐輪場

(1) 長期間契約できる駐輪場

通勤や通学のために定期的に自転車を使う人のために、長い期間（1 か月ごとに更新）契約できる駐輪場があります。市内 4 駅の高架下や駅周辺などにあります。また使用するたびに料金を支払う「一時駐輪場」としても利用できます。

(2) 短時間駐輪場（市営）

草加駅周辺の買い物などに利用できる市営の短時間駐輪場があります。48 時間を超えて駐輪している場合は、撤去されることがあります。

草加駅 東口 短時間駐輪場（ラック式）

場所：草加駅 東口駅前（アコス周辺）

料金：2 時間無料、その後 2 時間ごとに 100 円（125 c c 以下の原付バイクは 200 円）

(3) その他の駐輪場

公共施設や大型商店の周辺にも駐輪場があります。その施設や店舗を利用する人のための駐輪場なので、目的以外に利用した場合、自転車が撤去されることがあります。

4. 加入“铃铃草加”（自行车保险）

埼玉县要求有自行车的人有义务加入自行车保险。草加市提供名为“铃铃草加”的交通事故赔偿型保险。此保险支付给遇到交通事故死亡或者受伤需要治疗的人的住院费手术费等,并且还有因自行车车祸加害他人时的赔偿费。另外,在日本国内外的日常生活受伤等也是赔保的对象。

- | | |
|----------|---|
| (1) 加入资格 | 草加市民、在市内工作和上学的人。 |
| (2) 会费 | 本人 2000 日元
*从4月到第二年的4月1日
家庭成员 每人 1000
*本人加入后可加入 |
| (3) 招募 | 随时
*加入时期不同, 支付开始日、保险费也不同。 |
| (4) 申请 | 填写申请书后, 到邮局、邮银交保险费。
*要汇款手续费 |
| 《问询》 | 保险公司
AIG 損害保険 埼玉支店 电话 048-641-4050
代理店 ウィック保険サービス 电话 0120-305-668 |
| 《问询》 | 交通対策課 交通安全 电话 048-922-1641 |

4. 「入って安心！RinRin そうか」（自転車損害保険）

埼玉県では自転車損害保険への加入が義務になりました。草加では「RinRin そうか」という交通事故補償型の傷害保険があります。交通事故によるけがや入院の補償だけでなく、自転車事故で加害者になった場合の損害賠償もついています。また、日常生活での国内外でのけがや賠償も対象になります。

- | | |
|----------|---|
| (1) 加入資格 | 草加市民、草加市に在勤、在学の人 |
| (2) 会費 | 本人用プラン 2,000円
*4月から翌年4月1日までの一年間で
家族用プラン 一人につき、1,000 円
*本人プランに加入した人に加えて加入 |
| (3) 加入時期 | いつからでも加入できます。
*加入時期により補償開始日、保険金額が変わります。 |
| (4) 申し込み | 加入依頼書に必要事項を記入し、郵便局・ゆうちょ銀行
で保険料を払込みます。*払込手数料が必要 |

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 《問い合わせ先》 | |
| 引受保険会社 | |
| A I G 損害保険 | さいたま営業支店 電話 048-641-4050 |
| 取扱代理店（株）ウィック保険サービス | 電話 0120-305-668 |
| 《問い合わせ先》 | 交通対策課 交通安全係 電話 048-922-1641 |